# デジタル技術で地域課題を解決 市民とーT技術者が協力しアプリを開発

を実施しました。 の「豊岡市・地方都市の暮らしハッカソン\*」 モビリティ基金が共同で設立した団体)主催 マートコミュニティ推進機構(市とトヨタ・ 3月3日から3日間、豊岡稽古堂で豊岡ス 市内外からIT関連の技術者や地元の高校

難しかったが、チーム力で課題へアプローチ さんは「テーマを実現可能な形にすることが 場所と役割を持てる地域を目指して」をテー チームが最優秀賞を受賞。内容は「誰もが居 域課題を解決するため、6チームに分かれア 生等27人が参加。デジタル技術を活用して地 会的孤立を防ぐというものです。 でチャットグループの活用を促し、内容を人 できた」と話していました。 した上で、 なぐ役割の人(リンクワーカー)が様子を把握 **丄知能が要約・分析。人とそれらの活動をつ** マに、地域で行われているサークル活動など 人々の居場所と医療・福祉の関係に着目した ブリ開発を行いました。最終日の審査の結果 最適な居場所を提案し、 最優秀賞チームの皆さんと関貫市長(マスクをはずして撮影) ※ハッカソン プログラマーやデザイナーなどがソフトウェア開発を 短期間で行うイベント 受賞した皆 人々の社 《問合せ》DX・行 財政改革推進課 **2**21-9146

# 次世代へ豊かな環境をつなぐために 豊岡市森林・林業ビジョンを策定

価な外材や燃料に押され、林業従事者も減 市森林・林業ビジョン」を策定しました。 備および関連する取組みの方針を示す<br />
「豊岡 れる林業の実現を目指します。 関係者と協力して、森林が持続的に活用さ 少し手つかずの森林が増えています。そこ 民の暮らしを支えていました。しかし、安 ぐためビジョンを策定し、林業事業体など で、自然を守り豊かな環境を次世代へつな 2月22日、市は、戦略的な市内の森林整 市の面積の8割を占める森林は、かつて市

設立し、 等について協議し、ビジョンを推進していき 柱を掲げ、具体的な取組みを進めていきま す。また、 人材育成・木材の利用・普及啓発の4つの 今後、市内全ての森林を対象に、森林整備・ 課題や実施事業の検証、 官民で構成される推進委員会を 取組事項

計画期間は2023年度から10年 策定した豊岡市森林・林業 ◀詳細は左の二 次元コードから見ることができ ます 農林水産課☎23-1127

間です。

なお、

# [2月] ~主な市政の動き~

1 日 3月

· 勢 要

役所本庁・各振興局 義援金」募金箱を市 「トルコ地震兵庫

郵便局でマイナンバー に設置 カードの申請受付開

豊岡市森林・林業ビ ジョンの策定

市議会3月定例会(~ 3月24日 13 日 の見直し

ヹ゙ヺョン。

《問合せ》

県 3 日 ・豊岡市ウェブ市 覧の公開開始

・豊岡市・地方都市の 5 日 ) 暮らしハッカソン(~

10 日

5 日 第0回豊岡グッドロー カル農業大会

始(~9月29日まで)

新型コロナウイルス マスク着用の考え方 感染症警戒本部会議



23~29

## 4月から水道料金を改定します

4月から水道料金を改定します。水道は、安全・安心な生活に欠かすことのできないライフラインであり、将来にわたって安定して事業を継続していく必要がありますので、ご理解とご協力をお願いします。 《問合せ》水道課☎22-5377



### 新旧料金の比較 (金額は税込み)

	区分		現行単価
		13mm	704円
		20mm	1,408円
基本料金		25mm	2,860円
(1月につき)	メーター口径	40mm	10,010円
		50mm	15,620円
		75mm	40,700円
		100mm	77,000円

机半逥	レレギス
1,056円	+352円
2,090円	+682円
4,257円	+1,397円
14,850円	+4,840円
23,210円	+7,590円
60,830円	+20,130円
114,950円	+37,950円

新甾価

	用途		現行単価
従量料金 (1 ㎡につき)	一般	1~10m³	66.0円
		11∼20m³	132.0円
		21~30m³	137.5円
		31~50m³	154.0円
		51~100m³	214.5円
		101 m³ ~	220.0円
	公衆浴場		71.5円
	豊岡中核工業団地		77.0円
	城崎町湯島財産区営浴場		132.0円

新単価	比較
82.5円	+16.5円
137.5円	+5.5円
143.0円	+5.5円
154.0円	_
214.5円	_
220.0円	_
77.0円	+5.5円
82.5円	+5.5円
143.0円	+11.0円

### 新料金の適用時期

本市では2カ月に1回水道メーターを検針し、その期間の使用水量を2で割って1カ月の料金を 算定しています。

新料金は4月1日以降の使用分に対して適用します。使用期間が旧料金と新料金の期間をまたぐ月分の料金については、毎日、水道を均等に使用していたとみなし、基本料金・従量料金を料金改定前の日数と料金改定後の日数で按分し、料金を計算します。

検針日(新料金が適用される請求月)は、お住まいの地区によって異なります。

料金の計算方法等は、右の二次元コードから市ホームページでもお知らせしています。

